

帯広市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（素案）に対するパブリックコメント結果について

パブリックコメント意見募集の結果公表

帯広市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（素案）に対して、市民の皆様からご意見を募集しました結果、ご意見はありませんでした。

【意見募集結果】

案 件 名	帯広市地域包括支援センター等に関する基準を定める条例（素案）		
募 集 期 間	平成26年9月16日（火）～平成26年10月15日（水）		
意 見 の 件 数 （意見提出者数）	0件（ 0人）		
意 見 の 取 り 扱 い	修正	案を修正するもの	0件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	0件
	参考	今後の参考とするもの	0件
	その他	意見として伺ったもの	0件
意 見 の 受 け 取 り	持参		0人
	郵送		0人
	ファクス		0人
	電子メール		0人

【条例案】

素案の修正を行わず、議会提案します。

【今後のスケジュール】

平成26年10月29日	帯広市地域包括支援センター運営協議会 結果報告
平成26年11月20日	厚生委員会 結果報告
	帯広市健康生活支援審議会 結果報告
平成26年12月	帯広市議会定例会 条例（案）提出
平成27年 2月	帯広市地域包括支援センター運営協議会 条例報告
平成27年 4月	条例施行

制定する条例（素案）の概要

項目	国の基準	市の基準 (市条例素案)								
職 員 数	<p>（法第十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準）</p> <p>第四十条の六十六 法第十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 法第十五条の四十六第四項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準</p> <p>イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 一人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 一人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（第四十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 一人</p> <p>ロ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。</p> <p>(1) 第一号被保険者の数がおおむね三千人未満の市町村に地域包括支援センターを設置する場合</p> <p>(2) 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であつて、イの基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第二十二条第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。（3）及び次号ロにおいて同じ。）において認められた場合</p> <p>(3) 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>担当する区域における第一号被保険者の数</th> <th>人員配置基準</th> </tr> <tr> <td>おおむね千人未満</td> <td>3職種のうちから1人又は2人</td> </tr> <tr> <td>おおむね千人以上二千人未満</td> <td>3職種のうちから2人（うち1人は常勤）</td> </tr> <tr> <td>おおむね二千人以上三千人未満</td> <td>保健師1人及び社会福祉士か主任介護支援専門員のいずれか1人（それぞれ常勤）</td> </tr> </table>	担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準	おおむね千人未満	3職種のうちから1人又は2人	おおむね千人以上二千人未満	3職種のうちから2人（うち1人は常勤）	おおむね二千人以上三千人未満	保健師1人及び社会福祉士か主任介護支援専門員のいずれか1人（それぞれ常勤）	<p>国の基準どおり。ただし、ロ(1)及び(2)は該当しないので除いて規定する。</p>
担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準									
おおむね千人未満	3職種のうちから1人又は2人									
おおむね千人以上二千人未満	3職種のうちから2人（うち1人は常勤）									
おおむね二千人以上三千人未満	保健師1人及び社会福祉士か主任介護支援専門員のいずれか1人（それぞれ常勤）									
基 本 方 針	<p>参酌すべき基準</p> <p>イ 地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等必要なサービス等を利用できるようにしなければならない。</p> <p>ロ 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。</p>	<p>・国の基準は理念的な方針を定めたものであり、帯広市の実情と相違ないため、国の基準どおりとする。</p>								

帯広市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（素案）に対するパブリックコメント結果について

パブリックコメント意見募集の結果公表

帯広市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（素案）に対して、市民の皆様からご意見を募集しました結果、ご意見はありませんでした。

【意見募集結果】

案 件 名	帯広市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（素案）		
募 集 期 間	平成 26 年 9 月 16 日（火）～平成 26 年 10 月 15 日（水）		
意 見 の 件 数 （意見提出者数）	0 件（ 0 人）		
意 見 の 取 り 扱 い	修正	案を修正するもの	0 件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	0 件
	参考	今後の参考とするもの	0 件
	その他	意見として伺ったもの	0 件
意 見 の 受 け 取 り	持参		0 人
	郵送		0 人
	ファクス		0 人
	電子メール		0 人

【条例案】

素案の修正を行わず、議会提案します。

【今後のスケジュール】

平成 26 年 10 月 29 日	帯広市地域密着型サービス運営委員会	結果報告
平成 26 年 11 月 20 日	厚生委員会	結果報告
平成 26 年 11 月 28 日	帯広市健康生活支援審議会	結果報告
平成 26 年 12 月	帯広市議会定例会	条例（案）提出
平成 27 年 2 月	帯広市地域密着型サービス運営委員会	条例報告
平成 27 年 4 月		条例施行

1 制定する条例（素案）の概要

基準の類型	基準の項目	
	厚生労働省令（国の基準）	市条例素案（市の基準）
従うべき基準	申請者の要件 従業者に係る基準及び員数 内容及び手続きの説明及び同意 サービス提供拒否の禁止 秘密保持の義務 事故発生時の対応等	国の基準どおり
参酌すべき基準	その他に関する基準 （記録の保存義務及び年限、会計区分等）	国の基準どおり
暴力団対策	※暴力団対策について明文化されていない。	帯広市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 29 号）との整合性を図るため、条例に明文化します。

2 条例制定の基本的な考え方

○ 条例で定める基準については、厚生労働省令で次のとおり区分されています。

基準の類型	基準の意味
従うべき基準	厚生労働省令で定める基準に従い、必ず適合しなくてはならない。
参酌すべき基準	厚生労働省令で定める基準を参酌した結果、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる。

国が定める現行法令は、目的達成のための必要最低限の基準であり、指定介護予防支援事業所は現行法令を遵守することで、適切な事業運営を行っていることから条例内容は国の基準を基本とし、帯広市の実情を踏まえた条例を制定します。

○ 根拠法令

- ・介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
第 59 条第 1 項第 1 号
第 115 条の 2 第 2 項第 1 号
第 115 条の 2 第 4 号
- ・介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）
第 140 条の 3 第 4 の 2
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）